


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成30年度東大和市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	森と自然を活用した保育推進事業実施要綱（東京都） 平成30年度森と自然を活用した保育推進事業費補助金交付要綱（東京都）		
	部課機関	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課		
1 要旨				
<p>子育て支援部所管の単年度要綱について、以下のとおり、制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱 平成30年度東大和市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付要綱（保育課）</p> <p>(2) 制度概要 保育所等における森林・里山・緑地等の自然環境を活用した園外活動の実施を支援することで、保育の質の向上を促進し、子どもの「生きる力」を育むことを目的とする事業 ①費用負担割合：東京都10/10 1施設あたり上限50,000円 ②補助対象事業：森林、里山及び自然公園等の自然環境における外遊び等 ③補助対象施設：認可保育園、認定子ども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認証保育所</p> <p>(3) 施行年月日 市長決裁日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 自然環境を活用した園外活動を実施している市内保育施設の費用負担の軽減</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>(1) 東京都から平成30年5月15日付けで実施要綱及び交付要綱の制定について、通知があった。</p> <p>(2) 同要綱の制定を受け、2号（9月）補正により、予算計上済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。